

第 4 0 号議案

八王子市手数料条例の一部を改正する条例設定について

八王子市手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

平成 2 9 年 2 月 2 4 日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市手数料条例の一部を改正する条例

八王子市手数料条例（昭和 2 4 年八王子市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
別表（第2条関係） 1～3（略） 4 申請手数料 (1)～(16)（略） (17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係				別表（第2条関係） 1～3（略） 4 申請手数料 (1)～(16)（略） (17) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この号において「法」という。）関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
1	法第12条第1項又は第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額 (1) 非住宅部分（法第11条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この号において同じ。）の用途が工場等（工場、危険物の貯蔵又は処理に供するもの、水産物の増殖場又は養殖場、倉庫、卸売市場及び火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設をいう。以下この号において同じ。）のみの場合 当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 27,100円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以				

上 5, 0 0 0 平方メートル
未満のもの

80, 400円

当該部分の床面積の合計が
5, 0 0 0 平方メートル以
上 1 0, 0 0 0 平方メート
ル未満のもの

128, 000円

当該部分の床面積の合計が
1 0, 0 0 0 平方メートル
以上 2 5, 0 0 0 平方メー
トル未満のもの

161, 000円

当該部分の床面積の合計が
2 5, 0 0 0 平方メートル
以上のもの

201, 000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場
合

ア モデル建物法（建築物
エネルギー消費性能基準
等を定める省令（平成 2
8 年経済産業省・国土交
通省令第 1 号。以下この
号において「省令」とい
う。）第 1 条第 1 項第 1
号イの一次エネルギー消
費量（以下この号におい
て「一次エネルギー消費
量」という。）の算出に
用いるべき標準的な建築
物及び省令第 1 0 条第 1

号イ(1)の屋内周囲空間の
年間熱負荷（以下この号
において「屋内周囲空
間の年間熱負荷」とい
う。）の算出に用いるべ
きものとして国土交通大
臣が定める建築物を用い
て評価する方法をいう。
以下この号（5の項を除
く。）において同じ。）

による場合

当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以
上2,000平方メート
ル未満のもの

145,700円

当該部分の床面積の合計
が2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの

235,700円

当該部分の床面積の合計
が5,000平方メート
ル以上10,000平方
メートル未満のもの

309,000円

当該部分の床面積の合計
が10,000平方メー
トル以上25,000平
方メートル未満のもの

371,000円

当該部分の床面積の合計

が25,000平方メートル以上のもの

435,000円

イ 標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下この号（5の項を除く。）において同じ。）による場合

当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの

367,100円

当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの

523,700円

当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの

646,000円

当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの

763,000円

			<u>当該部分の床面積の合計</u> <u>が25,000平方メー</u> <u>トル以上のもの</u> <u>871,000円</u>					
2	<u>法第12条第2</u> <u>項又は第13条</u> <u>第3項の規定に</u> <u>基づく建築物エ</u> <u>ネルギー消費性</u> <u>能確保計画の変</u> <u>更に係る建築物</u> <u>エネルギー消費</u> <u>性能適合性判定</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確</u> <u>保計画の変更に係る建築物エ</u> <u>ネルギー消費性能適合性判定</u> <u>更に係る建築物手数料の額は、次の(1)及び(2)</u> <u>建築物エネルギーに掲げる区分に応じて、次に</u> <u>消費性能適合掲げる額</u> <u>性判定手数料(1) 非住宅部分の用途が工場</u> <u>等のみの場合</u> <u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>300平方メートル以上</u> <u>2,000平方メートル未</u> <u>満のもの</u> <u>19,100円</u> <u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>2,000平方メートル以</u> <u>上5,000平方メートル</u> <u>未満のもの</u> <u>56,400円</u> <u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>5,000平方メートル以</u> <u>上10,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>90,000円</u> <u>当該部分の床面積の合計が</u> <u>10,000平方メートル</u> <u>以上25,000平方メー</u> <u>トル未満のもの</u> <u>113,000円</u>						

当該部分の床面積の合計
が25,000平方メー
トル以上のもの

141,000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場
合

ア モデル建物法による場

合

当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以
上2,000平方メート
ル未満のもの

102,100円

当該部分の床面積の合計
が2,000平方メート
ル以上5,000平方メ
ートル未満のもの

165,100円

当該部分の床面積の合計
が5,000平方メート
ル以上10,000平方
メートル未満のもの

216,000円

当該部分の床面積の合計
が10,000平方メー
トル以上25,000平
方メートル未満のもの

260,000円

当該部分の床面積の合計
が25,000平方メー
トル以上のもの

305,000円

			<u>イ 標準入力法等による場合</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> 257,100円 <u>当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの</u> 366,700円 <u>当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの</u> 453,000円 <u>当該部分の床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> 535,000円 <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> 610,000円				
<u>3</u>	法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があ	<u>1</u>	法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第30条第2項の規定に基づく申出があ

査

つた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

(1) 申請に併せて法30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア （略）

イ ア以外の建築物

㍑ （略）

㍒ 一の建築物の申請の場合

a 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

以下この号において同じ。）

当該部分の床面積の合計が300平方メ

査

つた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中2の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について同表中18の項又は19の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額）

(1) 申請に併せて法30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類として市長が定めるものが提出された場合

ア （略）

イ ア以外の建築物

㍑ （略）

㍒ 一の建築物の申請の場合

a 住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。

以下同じ。）

当該部分の床面積の合計が300平方メ

				一トル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの 21,000円 当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの 46,000円 当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の 81,000円 b 非住宅部分 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの				一トル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの 21,000円 当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの 46,000円 当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上のも の 81,000円 b 非住宅部分 <u>(法第 11条第1項に規定 する非住宅部分をい う。以下同じ。))</u> 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル未満のもの 9,700円 当該部分の床面積の 合計が300平方メ ートル以上2,00 0平方メートル未満 のもの
--	--	--	--	---	--	--	--	---

				27,100円 当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの				27,100円 当該部分の床面積の 合計が2,000平 方メートル以上5, 000平方メートル 未満のもの	
				80,400円 当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1 0,000平方メー トル未満のもの				80,400円 当該部分の床面積の 合計が5,000平 方メートル以上1 0,000平方メー トル未満のもの	
				128,000円 当該部分の床面積の 合計が10,000 平方メートル以上2 5,000平方メー トル未満のもの				128,000円 当該部分の床面積の 合計が10,000 平方メートル以上2 5,000平方メー トル未満のもの	
				161,000円 当該部分の床面積の 合計が25,000 平方メートル以上の もの				161,000円 当該部分の床面積の 合計が25,000 平方メートル以上の もの	
				201,000円				201,000円	
				(2) (1)以外の場合				(2) (1)以外の場合	
				ア (略)				ア (略)	
				イ ア以外の建築物				イ ア以外の建築物	
				㍿ (略)				㍿ (略)	
				㍿ 一の建築物の申請の 場合				㍿ 一の建築物の申請の 場合	
				a (略)				a (略)	
				b 非住宅部分				b 非住宅部分	

					(a) モデル建物法による場合					(a) モデル建物法 <u>（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。）第1条第1項第1号イに規定する一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）の算出に用いるべき標準的な建築物及び省令第8条第1号イ(1)に規定する屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。以下2の項において同じ。）による場合</u> 当該部分の床面積
					当該部分の床面積					当該部分の床面積

				の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 87, 100円 当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 145, 700円 当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 235, 700円 当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 309, 000円 当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 371, 000円 当該部分の床面積				の合計が 3 0 0 平方メートル未満のもの 87, 100円 当該部分の床面積の合計が 3 0 0 平方メートル以上 2, 0 0 0 平方メートル未満のもの 145, 700円 当該部分の床面積の合計が 2, 0 0 0 平方メートル以上 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 235, 700円 当該部分の床面積の合計が 5, 0 0 0 平方メートル以上 1 0, 0 0 0 平方メートル未満のもの 309, 000円 当該部分の床面積の合計が 1 0, 0 0 0 平方メートル以上 2 5, 0 0 0 平方メートル未満のもの 371, 000円 当該部分の床面積
--	--	--	--	--	--	--	--	--

				の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの 435, 000円 (b) 標準入力法等による場合				の合計が 25, 000 平方メートル以上のもの 435, 000円 (b) 標準入力法等 <u>(実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量及び屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。以下2の項において同じ。)</u>による場合
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 227, 100円				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 227, 100円
				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの 367, 100円				当該部分の床面積の合計が 300 平方メートル以上 2, 000 平方メートル未満のもの 367, 100円
				当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの				当該部分の床面積の合計が 2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メートル未満のもの

				523,700円 当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積 の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円					523,700円 当該部分の床面積 の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 646,000円 当該部分の床面積 の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 763,000円 当該部分の床面積 の合計が25,000平方メートル以上のもの 871,000円
	<u>4</u>	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる額に区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準		<u>2</u>	法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる額に区分に応じて、次に掲げる額（申請に併せて法第31条第2項において準用する第30条第2項の規定に基づく申出があつた場合においては、一の建築物について第16号の表中16の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準

			適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の２に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） (1) (略) (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 24,200円 当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 27,000円 イ ア以外の建築物 ㍿ 住戸ごとの申請の場合 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 48,500円 当該住戸の床面積の合計が３００平方メートル以上２,０００平方			適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに同表中２の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第８７条の２に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機１基について同表中１８の項又は１９の項に掲げる額の手数料を加えた額）に相当する額を加えた額） (1) (略) (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅 当該部分の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの 24,200円 当該部分の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの 27,000円 イ ア以外の建築物 ㍿ 住戸ごとの申請の場合 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの 48,500円 当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２,０００平方
--	--	--	--	--	--	--

			メートル未満のもの 81,000円 当該住戸の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円 当該住戸の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円 (イ) (略)				メートル未満のもの 81,000円 当該部分の床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,000円 当該部分の床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 197,000円 (イ) (略)
5	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) (略) (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅 イ 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円 当該住宅の床面積の合計が200平方メートル	3	法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額 (1) (略) (2) (1)以外の場合 ア 一戸建て住宅 イ 性能基準（省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。）による場合 当該部分の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,400円 当該部分の床面積の合計が200平方メートル

				ル以上のもの 38,400円 (イ) 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下<u>この号において</u>同じ。）による場合 当該<u>住宅</u>の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円 当該<u>住宅</u>の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円 イ（略）				ル以上のもの 38,400円 (イ) 仕様基準（省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。以下同じ。）による場合 当該<u>部分</u>の床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,700円 当該<u>部分</u>の床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,100円 イ（略）
<u>6</u>	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</u>	<u>建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更であることの証明</u> <u>明手数料</u> <u>(1) 非住宅部分の用途が工場等の場合</u> <u>当該部分の床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの</u> <u>19,100円</u> <u>当該部分の床面積の合計が</u>				

2, 0 0 0平方メートル以
上5, 0 0 0平方メートル
未満のもの

56, 400円

当該部分の床面積の合計が
5, 0 0 0平方メートル以
上1 0, 0 0 0平方メート
ル未満のもの

90, 000円

当該部分の床面積の合計が
1 0, 0 0 0平方メートル
以上2 5, 0 0 0平方メー
トル未満のもの

113, 000円

当該部分の床面積の合計が
2 5, 0 0 0平方メートル
以上のもの

141, 000円

(2) (1)以外の非住宅部分の場
合

ア モデル建物法による場
合

当該部分の床面積の合計
が3 0 0平方メートル以
上2, 0 0 0平方メート
ル未満のもの

102, 100円

当該部分の床面積の合計
が2, 0 0 0平方メート
ル以上5, 0 0 0平方メ
ートル未満のもの

165, 100円

当該部分の床面積の合計
が5, 000平方メー
トル以上10, 000平方
メートル未満のもの

216,000円

当該部分の床面積の合計
が10, 000平方メー
トル以上25, 000平
方メートル未満のもの

260,000円

当該部分の床面積の合計
が25, 000平方メー
トル以上のもの

305,000円

イ 標準入力法等による場
合

当該部分の床面積の合計
が300平方メートル以
上2, 000平方メー
トル未満のもの

257,100円

当該部分の床面積の合計
が2, 000平方メー
トル以上5, 000平方メ
ートル未満のもの

366,700円

当該部分の床面積の合計
が5, 000平方メー
トル以上10, 000平方
メートル未満のもの

453,000円

当該部分の床面積の合計

			<u>が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの</u> <u>535,000円</u> <u>当該部分の床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの</u> <u>610,000円</u>				
備考				備考			
<u>1 建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料、建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更に該当していることの証明手数料（以下この号において「適合性判定手数料等」という。）の算出において、複合建築物（住宅部分と非住宅部分とを含む建築物をいう。）の共用部分は、居住者以外の者のみが利用する部分の床面積の合計が居住者のみが利用する部分の床面積の合計より大きくなる場合には、非住宅部分として取り扱う。</u> <u>2 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成28年政令第8号）第4条第1項に規定する内部に間仕切壁又は戸を有しない階又はその一部であつて、その床面積に対する常時外気に開放された開口部の面積の合計の割合が20分の1以上であるものに該当する部分を有する建築物の適合性判定手数料等の額は、当該部分を含む非住宅部分の床面積の合計により算出した額とする。</u> <u>3 非住宅部分の一部に工場等の用途を含む一の建築物の適合性判定手数料等の額は、非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分の場合により算出した額とする。</u> <u>4 法第11条第1項に規定する特定建築行為に該当する増築又は改築（法附則第3条第1項の規定が適用される特定増改築を除</u>							

く。)を行う場合の適合性判定手数料等の額は、当該増築又は改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とする。

5 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 (以下この号において「認定申請手数料等」という。)について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

6 認定申請手数料等について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

7 認定申請手数料等について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

8 (略)
(18) (略)

1 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、一の建築物の申請の場合の手数料の額は、住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とする。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、同一の建築物において住戸ごとの申請と一の建築物の申請を同時にする場合の手数料の額は、一の建築物の申請の場合により算出した額とする。

3 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料又は建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料について、住宅部分及び非住宅部分を有する建築物の非住宅部分のみを申請する場合の手数料の額は、当該非住宅部分の床面積の合計を一の建築物の申請の場合における非住宅部分の床面積の合計とみなして算出した額とする。

4 (略)
(18) (略)

附 則

この条例は、平成２９年４月１日から施行する。